

**FATF声明**  
2009年6月26日

(仮訳)

## イラン

FATF は、イランの資金洗浄・テロ資金供与対策体制における継続的で重大な欠陥に対する不十分な対応を引き続き懸念している。FATF は、特に同国がテロ資金供与のリスクに対応していないこと及びそれによる国際金融システムへの深刻な脅威を懸念している。FATF は、特にテロ資金供与の犯罪化及び疑わしい取引の報告 (STR) の効果的な義務化を実施することによって、同国が資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対して速やかにかつ意義ある対応をとることを求める。

FATFは、これまでの加盟国への要請を再確認するとともに、全ての国・地域に対して、それぞれの国の金融機関に対し、イラン系企業・金融機関を含め、同国との業務関係及び取引に特別な注意を払うよう助言することを求める。FATFは、強化された監視に加え、2009年2月25日の加盟国への要請を再確認し、同国より生ずる資金洗浄・テロ資金供与リスクから金融セクターを保護するために効果的な対抗措置を適用することを、全ての国・地域に求める。FATFは、コルレス契約が対抗措置やリスク軽減措置の迂回・回避に利用されることから保護すること、及び国内でイラン系金融機関からの支店や子会社の設置の要請を検討する際に、資金洗浄・テロ資金供与リスクを考慮することを、各国・地域に対して引き続き求める。

FATF は、FATF 事務局を通じることを含め、同国が資金洗浄・テロ資金供与対策の欠陥へ取り組むことに対する援助に直接的に従事する用意がある。

## ウズベキスタン

FATF は、ウズベキスタンが同国の資金洗浄・テロ資金供与対策体制を復元し強化するために行った最近の重大な措置を歓迎し、明文化された追加的な措置のための行動計画に留意する。FATF は、同国が法的枠組みを完成させ、国際基準に合致した資金洗浄・テロ資金供与対策体制の実現に向けた進展を継続することを求める。導入中の規制がまだ施行されていないことに鑑み、FATF は 2008 年 10 月 16 日の声明を繰り返し主張する。

## トルクメニスタン

FATF は、トルクメニスタンの資金洗浄・テロ資金供与対策法の導入に関する最近の進展を歓迎する。同国の資金洗浄・テロ資金供与対策体制に残る欠陥に鑑み、FATF は、これらの欠陥が国際金融システムにおける資金洗浄・テロ資金供与の脆弱性を構成していること、及び金融機関はこのリスクに対応するため適切な手段をとるべきであることを金融機関に伝えた 2009 年 2 月 25 日の声明を繰り返し主張する。同国は、国際的な資金洗浄・テロ資金供与対策基準に合致する資金洗浄・テロ資金供与対策体制の実現のため引き続き措置を取ることが求められる。同国は、これを達成するため、ユーラシア・グループ(ユーラシア地域の FATF 型地域体)及び IMF との緊密な協働を継続することが強く懇請される。

## パキスタン

FATF は、パキスタンのテロリズムに対する資金供与の防止に関する国際条約への加入を歓迎する。しかしながら、FATF は、同国により引き起こされる資金洗浄・テロ資金供与のリスクを引き続き懸念しており、このリスクに関する 2008 年 2 月 28 日の声明を繰り返し主張する。FATF は、同国の資金洗浄・テロ資金供与体制の改善における同国の進展を歓迎する。FATF は、同国が同国の相互審査プロセスにおいて世銀及び APG(アジア太平洋地域の FATF 型地域体)との十分な協働を継続することを懇請する。

## サントメ・プリンシペ

FATF は、サントメ・プリンシペの資金洗浄対策法の導入に向けた継続的な努力を歓迎する。FATF は、同国の資金洗浄・テロ資金供与対策体制、特にテロ資金供与対策に関する重大な欠陥を引き続き懸念する。FATF は、同国に現存する、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に取り組むため、GIABA(西アフリカの FATF 型地域体)と協働するよう同国に求める。

( 以 上 )